

令和5年11月24日から
令和5年11月24日まで

標 茶 町 議 会
第 9 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和５年標茶町議会第９回臨時会会議録目次

第 １ 号（１１月２４日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
報告第１０号 専決処分した事件の承認について	5
議案第７３号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第７４号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第７５号 令和５年度標茶町一般会計補正予算	14
議案第７６号 令和５年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	14
議案第７７号 令和５年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	14
議案第７８号 令和５年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算	14
議案第７９号 令和５年度標茶町病院事業会計補正予算	14
議案第８０号 令和５年度標茶町上水道事業会計補正予算	14
閉議の宣告	23
閉会の宣告	24

令和5年第9回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和5年11月24日（金曜日） 午後 1時58分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 報告第10号 専決処分した事件の承認について
- 第 5 議案第73号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第74号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第75号 令和5年度標茶町一般会計補正予算
議案第76号 令和5年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第77号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第78号 令和5年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第79号 令和5年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第80号 令和5年度標茶町上水道事業会計補正予算

○出席議員（12名）

1 番 深 見 迪 君	2 番 櫻 井 一 隆 君
3 番 本 多 耕 平 君	4 番 鈴 木 裕 美 君
5 番 鴻 池 智 子 君	6 番 齊 藤 昇 一 君
7 番 黒 沼 俊 幸 君	8 番 長 尾 式 宮 君
9 番 松 下 哲 也 君	10 番 渡 邊 定 之 君
11 番 類 瀬 光 信 君	12 番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

な し

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君

企 画 財 政 課 長	長 野 大 介 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
農 林 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	村 山 尚 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
社 会 教 育 課 長 兼 中 央 公 民 館 長	服 部 重 典 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	平 間 佳 奈 江 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから、令和5年標茶町議会第9回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員12名であります。

(午後 1時58分開会)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

2番・櫻井君、 3番・本多君、 4番・鈴木君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) 第9回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由であります。過日、人事院勧告の内容に基づき閣議決定がなされ、法律改正が行われた国家公務員の給与等に準じて、所要の処置を講ずるため、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、また、「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。また、これに伴い必要となった各会計の人件費及び一般会計では、小中学校におけるエアコンの購入費用を盛り込んだ補正予算案について、ご審議とそ

の議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

令和5年第8回臨時会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の3点について補足いたします。

1点目は、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を2件行いましたので、同条第2項によりご報告いたします。

1件目は、令和5年10月2日に発生しました交通事故に伴う損害賠償についてです。当該事故は、沼幌小学校敷地内において、学校給食配送業務のため当方車を給食搬入口に後退させていたところ、駐車していた相手方車に接触し、車両に損傷を与えたものです。事故原因は、当方の確認が不十分だったためであり、過失割合は町が100%となりました。相手方車両の板金修理費などにつきまして、11月1日付けで専決処分をさせていただき、同日出発が成立いたしました。日頃から、受託業者に対しては、事故の防止や安全運転の徹底の指導を行って参りましたが、再発防止のため、改めて指示・指導を行ったところです。

2件目は、工事請負契約の変更です。令和5年第2回定例会において議決をいただき、工事を進めております「令和4年度桜団地公営住宅S-2号棟住環境改善事業建築主体工事（2期工事）」について、当初契約金額1億2,639万円を62万7,000円増額し、1億2,701万7,000円となりました。変更の理由としましては、現地調査の結果、破損を確認した階段手摺の追加と、当初不確定であった取り壊し発生材運搬と産業廃棄物処理について数量が確定したことにより、設計書精査の結果、金額が増加となったものです。

続きまして2点目であります。町立病院における救急外来の再開について、ご報告いたします。看護師不足により、救急外来の体制が組めない状況になりましたことから、本年4月28日以降、平日夜間及び土曜日、日曜日、祝祭日及び町立病院の休診日の救急外来を一時休止してまいりましたが、12月1日から再開することといたしましたのでご報告申し上げます。この間、住民並びに関係機関の皆様には多大なるご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。今後につきましては、安定的に人員を確保し、体制の維持に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目は東京・ふるさと会の開催についてです。去る11月12日、東京・標茶ふるさと会が開催されましたので、その結果をご報告申し上げます。東京・標茶ふるさと会は、首都圏等に在住する本町出身者及び本町に縁のある方々で組織され、会員相互の親睦をはじめ、標茶町の活性化、振興策についての情報提供をいただくなど、本町の応援組織として発足され、今回が4年ぶり23回目の総会となり、会員33名、町並びに町議会をはじめとする関係機関から25名、標茶町にゆかりのある企業からの出席者10名、ゲスト3名を含む計71名の参加により、相互交流や参加企業のPRも織り交ぜながら盛大に開催されました。また、ふるさと応援大使の女優「高橋恵子さん」も出席され、ゲストの山本監督と、今後予定されている映画に関するトークセッションが行われました。会場内では、町観光協会による物産品の展示販売も行われ、賑わいを見せておりました。町といたしましては、標茶町の

応援組織としてその活動に期待をし、これまでと同様、会の主体性を尊重しながら、どう係わりあって行けば良いのか、会員の皆様と話し合いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。なお、交流会の開催にあたり、J A しべちゃ、商工会、森林組合、観光協会及び当日参加の企業、クボタ環境エンジニアリング株式会社様、J F E 環境テクノロジー株式会社様から抽選会の景品のご提供と、雪印メグミルク株式会社様からは参加者へのお土産のご提供をいただきましたことに、感謝申し上げます。

以上で、第9回臨時町議会の招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。
諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。
以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎報告第10号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。報告第10号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君）（登壇） 報告第10号の内容についてご説明申し上げます

本件につきましては、令和5年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）の専決処分であります。

令和5年10月2日付で釧路地方裁判所から損害賠償等請求事件に係る訴状の送達があり、弁護士を選任して応訴することとなったため、着手金に係る関係費用として、収益的収入支出それぞれ66万円を追加し、総額を13億4,666万円にしたいというものであります。

なお、本件は11月1日付けをもって専決処分をさせていただきました。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議案書の1ページをお開きください。

報告第10号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるというものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

令和5年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

別冊の令和5年度標茶町病院事業会計補正予算書、1ページをお開きください。

令和5年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和5年度標茶町病院事業会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度標茶町病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益、補正予定額66万円を追加し、13億4,666万円に、第2項、医業外収益、補正予定額66万円を追加し、6億3,368万5,000円に。

支出、第1款、病院事業費用、補正予定額66万円を追加し、13億4,666万円に、第1項、医業費用、補正予定額66万円を追加し、13億2,953万1,000円にするものとさせていただきます。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「6,401万円は、過年度分損益勘定留保資金6,401万円」を「6,401万円は、減債積立金613万円及び過年度分損益勘定留保資金5,788万円」に改める。

次に補正予算説明書によりご説明いたします。

6ページをお開きください。

収益的収支の支出の方から、説明いたします。

収益的収支の支出について

1款1項3目、経費、補正予算額66万円の追加。14節、手数料、66万円の追加。弁護士への着手金です。

続きまして収益的収入になります。

1款2項6目、その他医業外収益、補正予算額66万円の追加。1節、その他医業外収益、66万円の追加。全国自治体病院協議会病院賠償責任保険からの保険金になります。

次に3ページをお開きください。

こちらはキャッシュ・フロー計算書の補正後です。

1の「業務活動によるキャッシュ・フロー」は(1)の「当年度純利益」から、(15)の「利息の支払額」までの合計は、補正前と比べ4,734万6,000円減少し、1,800万4,000円であります。

2の「投資活動によるキャッシュ・フロー」は(1)の「有形固定資産の取得による支出」から、(3)の「他会計からの繰入金による収入」までの合計は、補正前と比べ2,023万6,000円減少し、マイナス7,031万4,000円であります。

3の「財務活動によるキャッシュ・フロー」は(1)の「建設改良企業債による収入」から、(4)の「他会計からの償還金による収入」までの合計は、補正前と同じ、マイナス895万円であります

以上のことから4の「資金増加額」は、補正前と比べ6,758万2,000円減少し、マイナス6,126万円となります。

5の「資金期首残高」は、補正前と比べ5,662万3,000円増加し、2億3,287万3,000円。

従いまして、6の「資金期末残高」は、補正前と比べ1,095万9,000円減少し、1億7,161万3,000円となります。

次に4ページをお開きください。貸借対照表の補正後です。

資産の部

1. 固定資産

(1)「有形固定資産」は、イの「土地」から、への「リース資産」までの合計は補正前と比較して960万3,000円増の15億5,109万5,000円。

(2)「無形固定資産」補正前と同じ38万8,000円。固定資産合計は、補正前と比較して960万3,000円増の15億5,148万3,000円となります。

2. 流動資産、

(1)「現金・預金」は補正前と比較して1,095万9,000円減の1億7,161万3,000円。

(2)「未収金」は補正前と同じ6,000万円。

(3)「貯蔵品」は補正前と同じ795万円。流動資産合計は、補正前と比較して1,095万9,000円減の2億3,956万3,000円。資産合計は、補正前と比較して135万6,000円増の17億9,104万6,000円となります。

次のページへまいります。

負債の部

3. 固定負債

(1)「企業債」と(2)「リース債務」の合計で補正前と比較して410万円減の1億1,756万2,000円。

4. 流動負債

(1)「企業債」から、(5)「預り金」までの合計で補正前と同じ2億2,357万4,000円。

5. 繰延収益

「長期前受金」から「長期前受金収益化累計額」を差し引いた額で補正前と比較して、41万9,000円減の1億5,228万2,000円。負債合計は、補正前と比較して451万9,000円減の4億9,341万8,000円となります。

資本の部

6. 資本金は、補正前と比較して316万3,000円増の4億9,341万8,000円。

7. 剰余金

(1)「資本剰余金」と(2)「利益剰余金」の合計は補正前と同じ330万7,000円。資本合計は、補正前と比較して316万3,000円増の12億9,762万8,000円となります。負債資本合計は、補正前と比較して135万6,000円減の17億9,104万6,000円となります。

次に2ページでございますが、こちらは補正予算実施計画で、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

なお、本案につきましては11月16日開催の第2回標茶町立病院運営委員会において、承認されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、報告第10号の内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

第1条（総則）から第3条（資本的収支及び支出）まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本案を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第10号は承認されました。

◎議案第73号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第73号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第73号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、本年8月7日人事院勧告が出され、11月17日に関連法案が可決されたことから、人事院勧告に従い一般職の給与等の改定を行うもので、今回の提案内容については、月例給と勤勉手当の増額を行なうものです。

はじめに、月例給についてです。

国家公務員給与が民間を下回る官民給与の較差、額にして3,869円、率にして0.96%を解消するため、また若年層に重点を置いて実施した人事院勧告の内容に準拠し改定するものです。主に、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、大卒の初任給を11,000円、高卒者を12,000円引き上げるとともに、若年層を重点において改定する内容となっております。

次に、期末手当・勤勉手当についてです。

月例給と同じく民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数を0.1か月分引き上げ4.5か月分とし、民間支給状況等を踏まえ、期末手当と勤勉手当に配分するという人事院勧告に準拠し改定するものでございます。本年度の期末手当・勤勉手当引き上

げ分は、12月期分で引き上げ、来年度以降の期末・勤勉手当は6月と12月期と均等に引き上げ、年間の期末手当を2.4か月から2.45か月分へ、勤勉手当を2.0か月から2.05か月分とするものです。

定年前再任用短時間勤務職員につきましては期末手当・勤勉手当で合計0.05か月分を引き上げ、本年は12月期分で引き上げ、来年度以降は6月と12月期と均等に引き上げ、年間の期末手当・勤勉手当の支給率を2.30か月から2.35か月とするものです。

なお、実施については、給料は令和5年4月1日に遡るとともに、期末・勤勉手当は令和5年12月期支給分からの適用とするものです。

以下、内容について、ご説明いたします。

議案書3ページをご覧ください。

議案第73号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次のページにまいります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、お手元の議案説明資料の1ページから22ページ、新旧対照表をご参照いただければと存じます。

第16条第2項の改正は、期末手当の支給率の改正であり、一般職員は0.05か月分、定年前再任用短時間勤務職員は0.025か月分を12月支給率に加えるための改正です。

それでは、改正の本文に参ります。

第16条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の120」の次に「、12月に支給する場合には100分の125」を加え、同条第3項中「100分の67.5」の次に「、「100分の125」とあるのは「100分の70」」を加える。

続いて第17条第2項の改正は、勤勉手当の支給率の改正であり、一般職員は0.05か月分、定年前再任用短時間勤務職員は0.025か月分を12月支給率に加えるための改正です。
それでは、改正の本文に参ります。

第17条第2項第1号中「加算した額に」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の100」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の47.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

続いて月例給の改正です。

別表第1を次のように改める。

別表第1、行政職給料表で、1級から6級までの各号俸の給料月額で、議案書では4ページから8ページになります。

表の読み上げは割愛させていただき、代わって各級ごとの改定率等についてご説明い

たします。

まず、どの給料表も級が高いほど、また号俸が高いほど、改定率が下がる改定です。

1 級は最大8.0%の改定、2 級は最大4.8%、3 級は最大2.8%、4 級は最大2.1%、5 級は最大1.6%、6 級は最大1.2%、定年前再任用短時間勤務職員は 1 級と 2 級で0.5%、3 級と 4 級で0.4%、5 級と 6 級で0.3%の改定率となっております。

次に 9 ページに参ります。

別表第 2 の意に次のように加える。というもので、医師の給与に係るものであり、2 級の130号から139号までを追加する改正となっております。

続いての改正です。別表第 2 のロ及びハを次のように改める。

ロ 医療職給料表（2）は医療技術者の給料表でありまして、9 ページから12ページまでとなっております。

改定内容は行政職と同様の趣旨で、各級の改定率は、1 級は最大7.8%の改定、2 級は最大5.9%、3 級は最大4.1%、4 級は最大2.5%、5 級は最大1.9%の改定となっております。定年前再任用短時間勤務職員は 1 級と 2 級で0.5%、3 級から 5 級は0.4%の改定率となっております。

次に12ページのハ 医療職給料表（3）であります。こちらは看護師の給料表であります。改正内容は12ページから16ページまでの表ですが、改定内容は行政職と同様の趣旨です。

1 級については最大8.0%、2 級は最大7.1%、3 級は最大4.1%、4 級は最大2.5%、5 級は最大1.9%の改定となっております。定年前再任用短時間勤務職員は 1 級から 4 級で0.4%、5 級は0.3%の改定率となっております。

16ページの中ほどをご覧ください。第 2 条の改正です。

第 2 条の改正は令和 6 年度以降に係る改正で先ほどもご説明申し上げましたが一般職員は0.1か月分、定年前再任用短時間勤務職員は0.05か月分の期末手当・勤勉手当の引き上げ率を 6 月期・12月期と均等に引き上げるための改正です。改正の本文にまいります。

改正については、お手元に配布の議案説明資料の21ページに新旧対照表がございますのであわせてご参照いただきたいと思います。

第 2 条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第 2 項中「6 月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第 3 項中「「100分の120」とあるのは「100分の67.5」、「100分の125」とあるのは「100分の70」」を「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」」に改める。

第17条第 2 項第 1 号中「6 月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第 2 号中「6 月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

最後に議案書17ページですが、附則でございます。

第 1 項と第 2 項は施行期日の規定です。条文です。

(施行期日)

第1項 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第2項 第1条の規定による改正後の一般職の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

第3項は給与の内払に関するものです。条文です。

(給与の内払)

第3項 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与の内払とみなす。

第4項は規則への委任であります。条文です。

(規則への委任)

第4項 前項に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。とするものです。

以上で、議案第73号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 給与改定の件ですが、組合との協議はなされて、合意に至っているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 組合からは、統一要求書という要求書をいただいております。自治体労働者の賃金・労働条件に関する統一要求書という内容にございまして、企業会計につきましては人事院勧告の完全実施ということでございますので、当方が組合の要求と同じく、これまでも人事院勧告の完全準拠をとってきたことからですね、今回もご理解いただいていると考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第73号は原案可決されました。

◎議案第74号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第74号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第74号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、本年8月に人事院勧告が出され関連法案が可決されたことに伴い、一般職の給与勧告に準じて特別職の期末手当を年0.1か月分増とする改定を行うものであります。

改定内容につきましては、令和5年度においては12月支給の期末手当を0.1か月増額の1.85か月に改定、年3.6か月分とし、令和6年度からは6月と12月で平準化しそれぞれ1.80か月分、合計3.6か月分となるようにするものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第74号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページにまいります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める

第2項 6月に支給する期末手当は100分の175を、12月に支給する期末手当は100分の185を支給する。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

第2項 6月及び12月に支給する期末手当は100分180を支給する。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第74号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 一つはですね、特別職、こういった職種の人たちになるのかとい

うことと、率で報告されましたけども、金額にしたらどれくらいあがるかということと、もう一つはですね、以前削ったことがあると思うんですが、これはもとに戻すことになるのか、その２点についてお願いします。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

この条例で適用を受けるのが町長、それから副町長、教育長の３名となります。

それから金額なんですけども、後ほど説明させていただきます、一般会計補正予算書の中にあるんですけども、14ページで比較、差額21万8,000円増ということで見込んでおります。

それから３点目の戻すのかということなんですけど、平成16年に行革を実施する、と。それで一般職の部分についても削減余儀なしという状況下で、特別職の期末手当を１か月分の10パーセントを削減するという措置を講じておりますが、以降ですね、それについてはそのままの金額で来ておりまして、削減額をベースに今回人勸の一般職の期末勤勉手当を合わせた0.1か月分ですね、それを上乗せをするという内容であります。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

深見君。

○１番（深見 迪君） これ一般会計補正予算ところで詳しくわかるんですね。さっき21万8,000円という金額を言いましたけど、私が聞いているのはこの特別職のそれぞれについて、どれくらいあがったのかということを知りたかった。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

町長で8万4,000円。副町長で7万円。教育長が6万4,000円の増となります。

（「もっかい、町長いくらだっけ」の声あり）

（「町長8万4,000円、7万円、6万4,000円、合計で21万8,000円です。」との声あり）

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菊地誠道君） 起立者多数であります。

よって、概案第74号は原案可決されました。

◎議案第75号ないし議案第80号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第75号・議案第76号・議案第77号・議案第78号・議案第79号・議案第80号を一括議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君）（登壇） 議案第75号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和5年度一般会計補正予算第8号であります。

国の人事院勧告に準じた給与改定に対応するため、また、熱中症対策として小中学校のエアコン購入を行うため、歳入歳出それぞれ7,163万5,000円を追加し、総額を122億3,228万5,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、小学校の器具購入費372万円、中学校の器具購入費124万円などとなっております。

他会計への繰出しにつきましては、介護保険事業特別会計で1,746万9,000円、病院事業会計で993万6,000円を減額いたしております。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

補正予算書、1ページをお開きください。

令和5年度標茶町一般会計補正予算（第8号）

令和5年度標茶町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,163万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億3,228万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

7ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから3ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

以上で、議案第75号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君）（登壇） 議案第76号、令和5年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、人事院勧告及び今年度人事異動に伴う給与費等の精査による増額及び需用費の増額の補正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

令和5年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

以下内容について歳出補正予算事項別明細書に従い説明いたします。

5 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2 ページの「第1表 歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第76号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

引続き、議案第78号、令和5年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算の説明をいたします。

議案第78号、令和5年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴う給与費等の精査による増額及び修繕費の減額補正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

令和5年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

以下内容について歳出補正予算事項別明細書に従い説明いたします。

5 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2 ページの「第1表 歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第78号の説明を終わります。

引続き、議案第80号、令和5年度標茶町上水道事業会計補正予算の説明をいたします。

議案第80号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は令和5年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）で、人事院勧告及び今年度人事異動に伴う給与費等の精査による増額及び修繕費の減額並びに前年度決算に伴うキャッシュフロー計算書及び貸借対照表の補正を行うものでございます。

1 ページをお開きください。

令和5年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入および支出）

第2条 令和5年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧中「3,866万4,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額252万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,613万7,000円」を「3,866万4,000円は減殺積立金986万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額252万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金2,626万9,000円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

（科目）

（1）職員給与費 補正予定額44万3,000円を追加し、計1,927万円でございます。

以下、内容についてご説明いたします。

9 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、令和5年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で議案第80号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第77号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和5年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、保険事業勘定につきましては、人事院勧告による制度改正及び職員の異動による人件費の精査により、歳入歳出それぞれ5万9,000円を追加し、総額を9億2,153万4,000円とするものでございます。

サービス事業勘定につきましても、同じく人事院勧告に伴う制度改正及び職員の異動による人件費の精査により、歳入歳出それぞれ1,753万2,000円を追加し、総額を6億

5,231万6,000円とするものでございます。

なお、財源につきましては、それぞれの特定財源を見込み、繰入金により収支を整えたところでございます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算、1ページをお開きください。

令和5年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,153万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,753万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,231万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

10ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから5ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で議案第77号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君）（登壇） 議案第79号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）で、収益的収入支出それぞれ993万6,000円を減額し、総額を13億3,672万4,000円にしたいというものであります。

収益的収入及び支出補正の主な内容につきましては、人事院が勧告しました給与勧告、職員の異動に伴う増減により、支出では、給与費を993万6,000円減額補正するものです。

収入につきましては、総務省の繰出し基準に基づき、他会計補助金を993万6,000円減額し収支を整えるものであります。

以下、内容につきまして、1ページからご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

令和5年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益。補正予定額993万6,000円を減額し、13億3,672万4,000円に。第2項、医業外収益。補正予定額993万6,000円を減額し、6億2,374万9,000円に。

支出、第1款、病院事業費用。補正予定額993万6,000円を減額し、13億3,672万4,000円に。第1項、医業費用、補正予定額993万6,000円を減額し、13億1,959万5,000円にするものです。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費 補正予定額993万6,000円を減額し、8億5,672万4,000円とするものです。

次ページにまいります。

（他会計からの繰入金）

第4条 予算第7条に定めた一般会計から、この会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

（1）医療対策費補助、補正予定額993万6,000円を減額し、2億2,743万7,000円に。

合計、補正予定額993万6,000円を減額し、9億72万9,000円とするものです。

次に補正予算説明書によりご説明いたします。

14ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

次に3ページですが、こちらは補正予算実施計画で、只今の説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

なお、本案につきましては、11月16日開催の第2回標茶町立病院運営委員会におきまして、承認されていますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第79号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第75号、一般会計補正予算。

歳入歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

松下君。

○9番（松下哲也君） 11ページなんですけども、小学校費の備品購入費17節、また中学校費の財産管理費ですね、これも備品購入費。エアコン購入との先ほど説明があったわけなんですけども、9月に一般質問やった関係でちょっとお聞きしたいんですけども、国が

らの補助金が半額出たということで導入をすると思うんですけども。その程度ですね、すべての学校に十分なだけのエアコンは当然つかないと思うんですけども、どの程度までの設置をするのか、お聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

この度、小学校費、中学校費、それぞれ器具購入費ということでエアコンの導入を予定するんですが、今回につきましては歳入のほうで補助金の名称が出ておりますが、学校保健特別対策事業という補助を活用させていただきます。これはですね、新型コロナウイルス症をはじめとする感染症対策を主とした補助金でございまして、通常、学校では換気をするわけなんですけども、窓を開けてCO2モニターとか、空気清浄機などを活用しながら換気対策をするんですけども、夏場の熱い時期だとか、冬場の寒い時期に窓を開けることによって逆に熱い空気が入ってきて、支障があるという場合もあります。今回につきましては、感染症対策ということで換気をする目的で換気機能付きのエアコンを入れるところ。それから施設そのもの自体で24時間換気機能の備えつけをしている学校もございまして、そこについては通常の換気機能付きではないエアコンを導入するところもあるんですけども、感染症対策を目的とした導入でございまして、この度は各学校の保健室にまず導入をする形を考えております。それぞれ学校によって、保健室の大きさも違うものですから、家庭用ルームエアコンを中心に導入を図るんですが、能力的なものによって、学校によって、若干の大きさは変わりますが、今回についてはそういうことで考えております。そのほかの教室等々につきましては、今のところまだ設置の予定はございませんが、今後補助金等々が出た場合にですね、その辺は検討していく形になろうかなと考えております。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

本多君。

○3番（本多耕平君） 関連して今の問題ですけども、ほとんどの学校が防音事業対策をやってますね。それでやっている学校については例えば窓の一部を変えるですとか、防衛施設の許可といいますか対応があると思うんですが、この件についてはそちらのほうとは十分対応なさっているのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

防衛施設の補助金を使った学校、町内に3校あります。そこについては、今回のエアコン設置について、防衛局のほうとも相談をした上で、大きな附帯の改造だとかが伴わないのであれば、問題ございませんという見解もいただき、今回導入するのは家庭用エアコンということで、壁に室外機と結びつけるところは、多少の工作が必要なんですけど、そこについては問題ございませんということで、確認をしているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

本多君。

○3番（本多耕平君） 13ページを伺います。

ここで時間外勤務手当が突出しているわけなんですけども、当初予算よりもかなり多くなっていますけど、誠に失礼ですけどどのような部署なのか、さらには特定の部署に集中しているのか、もし部署に集中しているのであれば、時間外ですから必要な仕事だったと思うんですけども、その職種内容をお知らせ願います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

現状多い課等につきましては、企画財政課、それから育成牧場、それから保健福祉課などが特に多いような状況でございます。どのような内容かということなんですけども、例えばですね、これまで同様のご質問をいただいた時には、会計検査等の突発的な業務の負荷がかかってですね、時間外勤務が必要になった、あるいは人事異動等で人の動きがあつてですね、引継ぎ等々あるいは業務に対する習熟等々でですね、よけいに時間がかかってしまってなどというようなことで、増えてきているような状況だろうと認識しているところであります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 先ほど教育委員会の管理課長からご説明があったわけですが、この学校保健特別対策事業費補助金というのは、感染症に関わってメニューがあるわけですよ。先ほどちょっと言ったんだけど、僕は換気機能付きのということで少し納得いったんだけど、そうでないところもあるというふうに言いましたよね。それはこの補助金のメニューから外れてると思うけども、それは大丈夫なんですか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

学校保健特別対策事業、その中で色々メニューがございますが、今回については、その中の感染症流行渦における学校教育活動体制整備事業という費目の部分を活用させていただいております。これについては、新型コロナウイルス感染症濃厚接触者が発生した学校において、感染の拡大を抑制し、学校教育活動を継続するための体制を確保する。児童生徒、教職員等の感染者の発生に伴い、追加的に必要になる物品等の購入に関わる経費を補助しますよということで、先ほど言った換気対策、それから温湿度管理を目的とする備品については、対象となりますということで、換気機能付きのエアコンについては、先ほどのお話のとおりですが、換気機能付きではないエアコンを導入する学校については、先ほど質問もありましたが、防衛局の補助で行っている学校につきましては、すでに空気を循環するシステムになっている施設でございます。ですから、そこにあえて換気をさらにする必要もないものですから、換気機能付きではないエアコンを導入するのですが、主にエアコンについては、プラス温湿度管理を行えますので、その部分で感染症対策を講じる

ことで補助としてもらうということで考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 今、話聞いてますと、なぜ保健室だけなのか。基本的には温湿度管理をする、それから感染症対策であれば、全教室じゃないかと。その辺の補助要綱についての中身を詳しく教えていただきたい。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

今回、保健室だけというところですが、まず保健対策事業補助金の部分がですね、1校あたり68万円が上限でございます。その2分の1が補助金として入ってきます。ですから、他の教室等々を含めて整備することは可能なんです、補助金いくらやっても34万円しか来ませんので、そこについてはメニューとして取り上げるのは難しいというところ。今回、保健室をまず優先したというところは、例えば体調を崩したとか、子供たちや先生が体調に変化があった場合に、まず保健室で休養することが当然多いかと思います。複数人の利用になるケースも当然多くありますので、その部分で感染症拡大を防ぐために、まず保健室への導入からしてもらうということで、一番は補助金の上限額があるというところで、今回については保健室を対応させてもらうということです。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 補足をさせていただきたいと思います。

先ほど、今回エアコンの設置に関しまして、教育委員会だけではなくてですね、町所管のすべての建物の必要性、優先度合い等々についてですね、テーブルに乗せて議論した経過がございます。今回教育委員会のほうで補正措置をさせていただいたのは、歳入としての補助金が見込まれるというところで、急いでそれを確保しようということで、優先的に保健室というふうに全体的な議論の中ではなかった経過があります。教育委員会からは普通教室の要望もありまして、それについてはですね、今回の議論の中では、町村会等々です、いろいろな要望をしている中で、今、厳しくて適用ならない補助条件等が緩和されて採択される可能性があるというところを期待しながら、今様子を見ているのが現状としてありますので、ご理解いただきたいと思います。

緊急的に設置が必要だと判断したのは、例えばエアコンが整備されていない給食調理場。もともと室温が高くなって、非常に労働環境がよろしくないであろうというところについては必要であろうという議論、それは保育園とかやすらぎ園の厨房。それからふれあい交流センターの調理室等が含まれております。それからほかにもあるんですけども、その次に優先的に設置が必要だとということで、さきほど緊急的に設置が必要だと判断したところの次に急ぐべきだと判断しているのは、重症リスクが高い人が常駐するような部屋ということで、乳幼児の保育室だとか、あるいは高齢者の居室について、整備の必要があるだろうということでやっております。

そういった形でですね、優先度A・B・Cにランク分けをして、財源を確保しながら、

できるだけ早く順次整備をしていこうという方針を立てておりまして、先ほど申し上げた通り、今回については、目の前に補助金がある財政、歳入が見込めるというところで教育委員会の部分について、措置をさせてもらったというところでありますので、全体を含めて、ご理解をいただければと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 補助金の関係ですが、今回は年度内の補助金ですけれども、次年度についてもこの補助金は活用できるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

次年度のこの保健事業の部分については、現在のところまだ情報がございません。同様の事業が制度として残るのかについては、今後の状況を見極めるしかないと思います。現在のところ決まっております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 積算はされてないのかもしれませんが、仮に全校の教室につけるとすると一般財源としてどのくらい見込まれるのでしょうか。

（「歳入」の声あり）

（「今、歳入か」の声あり）

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） わかりました。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に、議案第76号、下水道事業特別会計補正予算。歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

（何事か言う声あり）

（「歳入はないです」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に、議案第77号、介護保険事業特別会計補正予算。

第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に、議案第78号、簡易水道事業特別会計補正予算。歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に、議案第79号、病院事業会計補正予算。

第1条（総則）から第4条（他会計からの繰入金）まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に、議案第80号、上水道事業会計補正予算。

第1条（総則）から第3条（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題6案を一括して採決いたします。

議題6案は、いずれも原案可決すべきものと決定して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号は、原案可決すべきものと決定されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いた

しました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和５年標茶町議会第９回臨時会を閉会いたします。

（午後 ３時５５分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 2 番 櫻 井 一 隆

署名議員 3 番 本 多 耕 平

署名議員 4 番 鈴 木 裕 美

